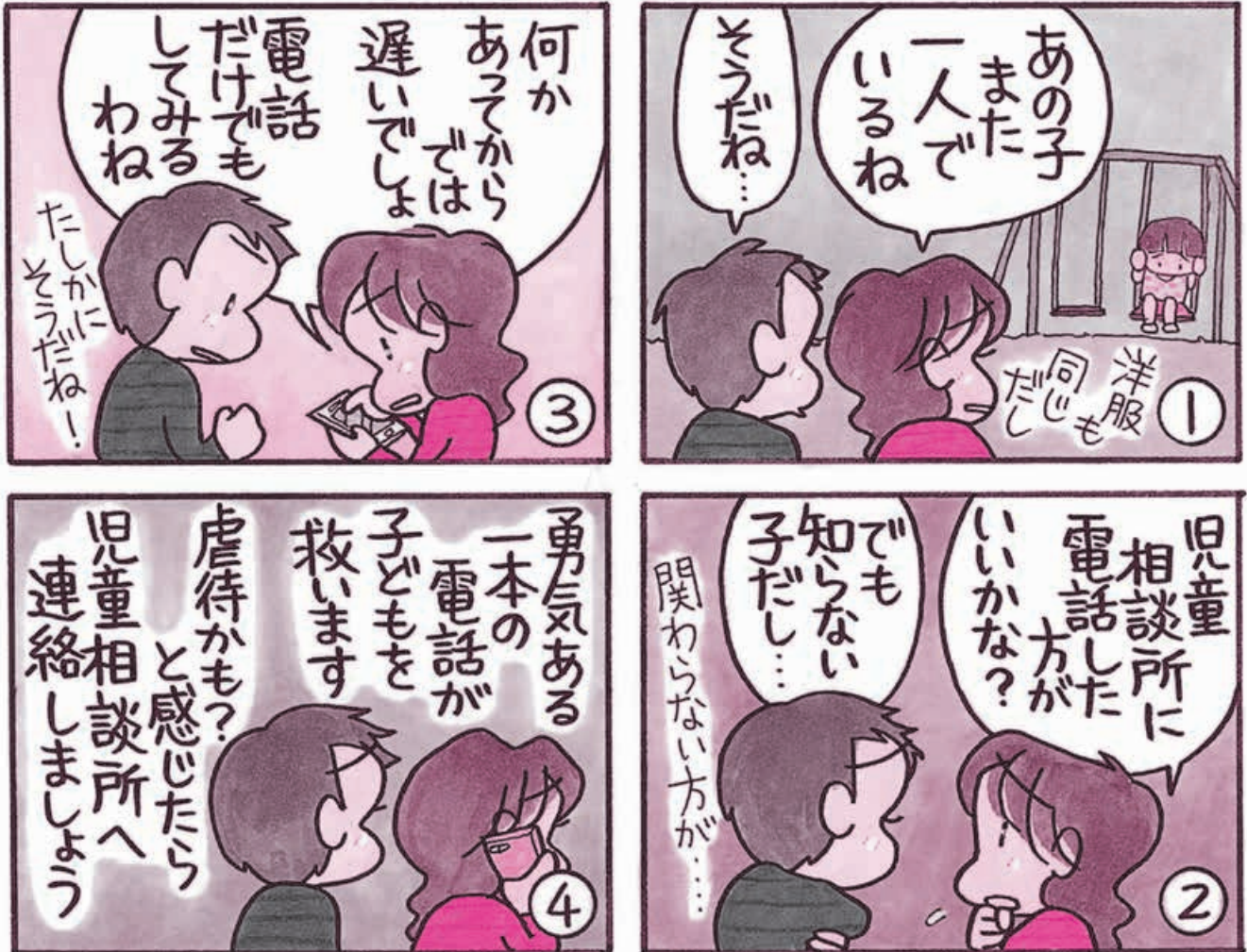




虐待かも？と感じたら



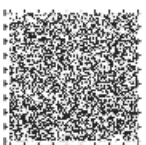
(漫画：桜田幸子さん)

家庭・学校・地域社会で子どもを守り、育てましょう

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭においては、経済的な問題や地域における人間関係の希薄化などに伴う育児不安や育児ストレスの増大等により、児童虐待問題が深刻化しています。

学校においては、いじめや不登校、中途退学等の課題への解決に向けた取組みがなされています。

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、社会全体で子どもの健全な成長を支えることが必要です。



どんな課題がありますか？

児童虐待

保護者が18歳未満の子どもに行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護者としての養育の放棄等）、心理的虐待のことです。令和元（2019）年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は193,780件（速報値）で、過去最多となっています。

いじめ

子どもに対して、一定の人間関係にある子ども（その子どもが在籍している学校の子どもなど）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

子どもの貧困

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指すため、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた対策を総合的に推進する必要があります。

性的搾取

国内外での児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的な商売の対象にすることをいいます。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な条約・法律等

- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）〔1989国連総会での採択 1994日本の批准〕
- 児童憲章〔1951制定〕
- 児童買春、児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）〔1999制定 2004、2014一部改正〕
- 児童虐待の防止等に関する法律〔2000制定 2017一部改正〕
- いじめ防止対策推進法〔2013制定 2016一部改正〕
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律〔2013制定 2019一部改正〕

● 熊本県の主な取組み

1 子どもの人権を尊重する教育・啓発活動

子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者をはじめ、行政、学校、企業、地域社会、県民等が相互に協力し、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備を総合的に推進していきます。

2 児童虐待への対応

児童虐待の防止を図るため、関係機関との連携協力体制のもと、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に取り組めます。

3 いじめや不登校への対策

「熊本いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や組織的な対応を図るため、相談体制の整備や教職員研修の充実、学校、家庭、地域や関係機関の連携強化に取り組めます。

4 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

「第2期くまもと子ども・子育てプラン」に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会を目指します。

〔関係する主な条例・計画等〕

熊本県子ども輝き条例〔2007制定〕

県民みんなで子どもの育ちを支え、全ての子どもが、いつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して制定されました。※ 毎月15日は「肥後っ子の日」として、学校、地域、職場等で様々な取組みが行われています。

熊本県いじめ防止基本方針〔2013策定 2020改訂〕

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されました。

くまもと子ども・子育てプラン〔2015策定 2020改定〕

全ての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができ、また、安心して子どもを産み育てることができる地域社会を目指して策定されました。

